

## Q 土地の価格や路線価とはどのようなものですか。

**A** 土地の価格には、主に次のようなものがあります。

### ①時価

土地が実際に取引されるときに個別の土地につく値段（実勢価格）です。

### ②国土交通省地価公示価格

一般に「公示価格」といわれるもので、国が地価公示法に基づいて公表する、毎年1月1日現在の標準地の正常な価格です。伊佐市には5地点あります。

### ③都道府県地価調査価格

都道府県が国土利用計画法に基づいて公表する、毎年7月1日現在の基準地の正常な価格のことで、伊佐市には8地点あります。

### ④相続税路線価

一般に「路線価」といわれるものです。これは相続税や贈与税の算定の基準となるもので、おおむね公示価格の8割といわれます。伊佐市の場合、相続税路線価を用いて相続税等の計算をする地区はありません。

### ⑤固定資産税評価額

市町村の固定資産税課税台帳に登録してある土地の評価額です。国が定めた「固定資産評価基準」に基づき3年ごとに見直しを行います。

「固定資産の評価をする際に用いる路線価」や「標準宅地の価格」は「固定資産評価基準」に基づき市町村長が定めるもので、おおむね公示価格の7割となっています。

※ 伊佐市内の資産について相続税等を計算する場合は、固定資産を評価する際に用いる価格に一定の倍率をかけて算出します。これを倍率方式といいます。

※ 国土交通省地価公示価格や都道府県地価調査価格は通常の土地取引が成立すると見込まれる価格に基づいて算出されます。しかし、実際の土地売買においては、個別の要素が加味され、鑑定価格より高い価格や低い価格で取引されるため、時価と等しくなるとは限りません。

## 縦覧・閲覧について

今回で、シリーズ  
最終になりました。詳細や質問等ありましたら、問い合わせ先にご連絡ください。



固定資産の評価は、市町村長がその価格を決定することになっています。決定した価格等は固定資産税課税台帳に登録されます。

固定資産税の納税義務者は、土地（家屋）価格等縦覧帳簿を縦覧して、他の固定資産と比較することができます。縦覧のできる期間は毎年4月1日から第1期納期限日までとなっています。なお、土地のみの納税者は家屋の縦覧はできず、家屋のみの納税者は土地の縦覧はできませんので、ご了承ください。

また、固定資産税の納税義務者等は、その所有する資産について、固定資産税台帳に登録された内容を閲覧することができます。市では固定資産税課税台帳の写しを交付しています。交付にかかる手数料は縦覧の期間中に限り無料です。平成24年の縦覧期間は、4月1日が日曜日のため、4月2日（月）から5月31日（木）までとなります。詳しくは平成24年3月15日号の広報紙でお知らせする予定です。

問い合わせ先 市税務課固定資産税係

☎ 1311 ☎ 1182

## 平成24年度から 固定資産税の土地評価基準が変わります

～公平・公正な課税になるよう市内の土地評価基準を統一します～

今回の評価替えは、平成20年11月に旧大口市と旧菱刈町が合併して、初めての本格的な評価替えです（※1）。今回の評価替えでは、税負担を公平にするため、旧市町でバラバラであった土地の評価方法を統一します（※2）。

固定資産をお持ちの皆さんにかかわりのある変更となります。そこで、固定資産税とはなにか、今回の評価替えでどういう点が統一されるのかを、シリーズで掲載します。

※1）前回（平成21年度）の評価替えは、合併直後であり、土地の評価方法を統一できなかったため、旧市町のそれぞれの評価方法に基づいて行われました。

※2）市町村合併後の評価替えについては、「速やかに評価の統一を図ること」とされています。

**Q** 土地の価格や路線価が下がったと聞きますが、昨年に比べて税額が上がる  
ところがあるのはなぜですか。



**A** 税額が変動するには理由があります。

①土地の現況（利用形態）が変わった場合

課税は登記地目ではなく、課税の根拠となる地目（現況地目）によって決まります。

例（ア）住宅を取り壊して更地にした場合。

（住宅用地に対する課税標準の特例から外れるため）

（イ）農地であった土地を、宅地や資材置場などにした場合。

②評価方法の統一による場合

新しい基準の適用により、土地の評価が見直された場合。

この他にも、税の制度そのものが変更になったなどの要因で、前年度と比較したときに税額が増減することがあります。

**Q** 来年度の評価替えのために、調査員が土地を見に来られましたが、その結果がどう  
だったのか、税額に影響があるのか、心配なので聞きに行ってもいいですか。

**A** 平成24年4月2日（縦覧・閲覧開始日以降）までお待ちください。

現在、調査の結果に基づいて、平成24年度の課税に向けて準備を進めています。納税者の皆さまには5月に納税通知書と資産の明細書をお送りする予定です。（ただし、課税のない人への通知はありません。）

これに先立ち、平成24年4月2日から、固定資産税課税台帳の縦覧・閲覧が始まります。ご自分の所有する資産について、地目や評価額・課税標準額などを確認することができます。

## 平成23年分の確定申告をされる皆さまへ

### ◆保険税(料)支払済み確認書の発行について

社会保険料控除で使用する国民健康保険税(普通徴収)・介護保険料(普通徴収)・後期高齢者医療保険料(普通徴収)の支払済額の確認書を発行します。

必要な人は市税務課(大口庁舎)または市地域総務課税務係(菱刈庁舎)に申し出てください。

※「普通徴収」とは、納付書または口座振替により納めていただくことをいいます。年金から徴収された分(特別徴収)は年金の源泉徴収票に記載されています。交付に必要なもの

○申請書(各窓口に着いてあります。)

○印鑑(認印、代理人の場合は委任状が必要です。)

※窓口に来られる人は、本人確認のできるもの(運転免許証など)をお持ちください。

問い合わせ先  
市税務課市民税係

☎ 1311 ④ 1186

### ◆寝たきり高齢者などの障害者控除について

65歳以上で身体障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、要介護認定者などで、寝たきりの度合いや認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、市で認定書を交付します。本人または扶養者が、この認定書を添付して確定申告や住民税の申告をすると、所得控除(障害者控除)の対象となります。

に準ずる障がいがある人  
④療育手帳の重度に準ずる障がいがある人  
⑤寝たきり高齢者  
※①、②は障害者控除を③⑤は特別障害者控除を受けることができます。  
※①⑤に該当するかどうかの判定は、介護認定資料・医師の診断書などをもとに市の認定基準表で判定しますので、要介護認定を受けている人でも該当しない場合があります。  
認定書は申告時に必ず提示してください。既に身体障害者手帳等で控除を受けている人は認定書を取得する必要はありません。

次の①⑤のいずれかの状態にあると市長が認定した伊佐市在住の人。

①身体障害者手帳の3～6級に準ずる障がいがある人

②療育手帳の軽度・中度に準ずる障がいがある人

③身体障害者手帳の1、2級

申請に必要なもの

○申請書(福祉事務所にあります。)

○印鑑(認印で可)

問い合わせ先  
市福祉事務所社会支援係  
☎ ③ 1311 ④ 1267

## 公有財産売却一般競争入札のお知らせ

伊佐湧水消防組合では、公用車の売却処分に伴い、一般競争入札を実施します。

**入札に付する物件** 対象物件：連絡車1台 車名：スバル サンバー 初度登録年月：平成4年5月  
種別・用途・形状等：軽自動車・特殊・自家用・消防車  
型式・総排気量：V-KV3改・0.65ℓ 自動車リサイクル料金：4,490円  
走行距離：73,668km 車両は一時抹消登録済み：ナンバー無し



**最低落札価格** 10,000円

**入札参加要件** 次の各号に該当しなければ、どなたでも入札に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令167条の4第1項または第2項各号に該当すると認められる人
- (2) 入札日に満20歳未満の人
- (3) 市・町民税の滞納がないこと

**入札物件公開日** 時 12月9日(金)10時～12時 **場所** 伊佐湧水消防組合消防本部庁舎前

**入札参加申込** 申込書は消防本部に準備してあります。(ホームページからダウンロード可)

**入札参加申込受付期間** 12月12日(月)～16日(金) ※郵送の場合は、12月15日(木)までの消印有効。

詳しくは、伊佐湧水消防組合へお問い合わせください。

**提出・問い合わせ先** 伊佐湧水消防組合消防本部総務課管理係  
伊佐市大口目丸132番地の1

☎ ② 0119



## 結核検診を受診されていない皆さまへ

平成 23 年度結核検診（レントゲン間接撮影）を次の日程で実施します。前回受診されていない人は、今回受診されますようお知らせします。受診料は無料で、受診票がない場合も受診できます。

なお、受診票に記載された日時で受診できない場合は、下表日程で都合のよい日時に受診してください。

**対象者** 昭和 22 年 4 月 1 日までに生まれた人で 65 歳以上の人。ただし、平成 23 年 4 月以降受診済みの人や病院などで受診予定の人、肺がん検診を受診された人は除きます。

※レントゲン車による時間巡回ですので、時間厳守をお願いします。

※当日は、金具・ボタンのついていない衣類（トレーナー・T シャツ等）でお越しください。

### 結核検診日程表

実施日	場 所	時 間	場 所	時 間
12 / 12 (月)	旧大口市中央公民館跡	10:00 ~ 10:10	平出水上公民館	13:00 ~ 13:10
	小木原中公民館	10:25 ~ 10:35	旧伊佐農協平出水支所	13:25 ~ 13:35
	山野基幹集落センター	10:50 ~ 11:00	ドラッグストアモリ 大口店	13:55 ~ 14:05
	石井公民館	11:15 ~ 11:25	大口元気こころ館駐車場 (多目的ホール前)	14:20 ~ 14:35
	尾之上公民館	11:35 ~ 11:45		
12 / 13 (火)	下目丸公民館	10:00 ~ 10:10	永池営農研修センター	13:00 ~ 13:10
	北さつま農協東支所	10:20 ~ 10:30	岩坪営農研修センター	13:20 ~ 13:30
	上市山集会施設	10:40 ~ 10:50	本城地区集会施設	13:45 ~ 13:55
	田中上集会施設	11:10 ~ 11:20	青木元地区教育集会所	14:05 ~ 14:15
	荒田下バス停留所前	11:40 ~ 11:50		
12 / 14 (水)	大田 (グランドゴルフ場)	10:00 ~ 10:10	築地集会施設	13:00 ~ 13:10
	上林商店倉庫 (旧農協郡山出張所)	10:20 ~ 10:30	旧 JA 伊佐川南出張所	13:20 ~ 13:30
	白ヶ谷 (永野商店前)	10:45 ~ 10:55	湯之尾校区集会施設	13:45 ~ 13:55
	木ノ氏公民館	11:10 ~ 11:20	猶原地区集会施設	14:05 ~ 14:15
	篠原公民館	11:35 ~ 11:45	花北営農研修センター	14:30 ~ 14:40
12 / 15 (木)	北さつま農協曾木支所	10:00 ~ 10:10	針持青少年センター	13:00 ~ 13:10
	川西公民館	10:20 ~ 10:30	西太良地区コミュニティセンター	13:25 ~ 13:35
	宮人公民館	10:45 ~ 10:55	羽月地区公民館	13:50 ~ 14:00
	羽月西青少年センター	11:10 ~ 11:20	白木農村公園	14:10 ~ 14:20
	西太良田代公民館	11:40 ~ 11:50	鳥巢上公民館	14:35 ~ 14:45
12 / 16 (金)	金波田公民館	10:00 ~ 10:10	ひまわり館	13:00 ~ 13:10
	北さつま農協駅前支所	10:20 ~ 10:30	徳辺上集落センター	13:25 ~ 13:35
	下手下集会施設	10:45 ~ 10:55	前目公民館	13:45 ~ 13:55
	菱刈総合保健福祉センター (まごし館)	11:10 ~ 11:20	北さつま農協北部支所前	14:10 ~ 14:25
	前目麓営農研修センター	11:35 ~ 11:45	大口元気こころ館駐車場 (多目的ホール前)	14:40 ~ 14:55

◎検診結果の送付について 9 月 13 日～ 10 月 3 日に結核検診を受診された人の検診結果については、再検査の必要な人のみに送付しました。

問い合わせ先 市健康増進課健康推進係

☎ 23 1 3 1 1 ☎ 1 2 1 7

地下水等は常に同じ水質であるとは限りません。年に 1 回は水質検査をしましょう！

## 井戸水等の水質検査について

現在使用されている井戸水等が、安全な基準を満たしているのか検査をしてみませんか。

内容は、「飲用井戸等衛生対策要領」に基づく 10 項目検査で、1 検体につき 5,000 円（税込）です。検査受付日時が決まっていますので、問い合わせ先にご確認ください。

検査実施機関 社団法人鹿児島県薬剤師会試験センター

問い合わせ先 伊佐地区食品衛生協会（大口保健所内）

☎ 23 5 1 0 6



## 医療機関窓口で支払う一部負担金の減免制度

伊佐市国民健康保険に加入の世帯で、災害や失業などの特別な理由で生活が一時的に苦しくなり、医療費の支払が困難となった場合に、世帯主の申請により、自己負担額の支払の免除または減額あるいは徴収猶予を受けられる制度です。(ただし、入院時食事療養費などは対象外となります。)

**対象世帯** 次のいずれかに該当した世帯です。

- ① 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、もしくは障がい者となり、は資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 風水害、病害虫等による農作物の被害、家畜伝染予防法の規定による伝染性疾患の家畜被害等により収入が著しく減少したとき。
- ③ 失業、病気、休業、廃業、倒産等により収入が著しく減少したとき。
- ④ 収入の変化はないが、入院費用等を捻出するために生活が著しく困難となったとき。



種別	基準
免除	① 災害により死亡した場合 ② 世帯主等が所有し、直接居住の用に供する住宅等につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）がその住宅等の価格の10分の5以上である場合で、前年中の世帯主等の合計所得金額が500万円以下である場合 ③ 実収入月額（※1）が基準生活費（※2）の105パーセント未満の場合
減額	① 災害により障がい者となった場合 ② 世帯主等が所有し、直接居住の用に供する住宅等につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅等の価格の10分の3以上である場合で、前年中の世帯主等の合計所得金額が1000万円以下である場合 ③ 実収入月額が基準生活費の105パーセント以上125パーセント未満の場合
徴収猶予（※3）	実収入月額が基準生活費の125パーセント以上で市長が必要であると認めた場合

（※1） 実収入月額…生活保護法の規定による保護の要否の判定に用いられる収入認定額。

（※2） 基準生活費…生活保護法による保護の基準に規定する生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準を用いて算出した額（一時扶助に係るものを除く）。

（※3） 徴収猶予…3か月以内の医療費の一部負担金の納付を保険者（伊佐市）が一時立替を行い、6か月以内に返納してもらう制度。

**減免の期間** 免除または減額 ----- 3か月以内

※同一理由により当該期間を超えて一部負担金の減額または免除を行う必要があると市長が認める場合は、再度の申請によりさらに3か月延長することができます。

徴収猶予 ----- 6か月以内

詳しくは、問い合わせ先にご連絡ください。

**問い合わせ先** 市役所市民課健康保険係（大口庁舎）

☎ 231311 ☎ 1158

## 伊佐市の土地が最低制限価格で購入できます

物件番号	所在地	地目	面積	価格（最低価格）
2	伊佐市大口里33番3	雑種地	397.00㎡（120坪）	5,600,000円
3	伊佐市大口大田750番2	宅地	171.82㎡（52坪）	3,500,000円
	伊佐市大口大田750番8	宅地	186.78㎡（56坪）	
4	伊佐市大口大田750番7	宅地	258.29㎡（78坪）	2,500,000円
5	伊佐市大口元町11番3	宅地	180.80㎡（54坪）	3,400,000円
6	伊佐市大口上町12番13	宅地	167.44㎡（50坪）	4,100,000円
8	伊佐市大口上町37番9	宅地	145.98㎡（44坪）	3,400,000円
9	伊佐市菱刈南浦3403番3	原野	760.00㎡（230坪）	2,600,000円
10	伊佐市菱刈川北2081番3	宅地	98.09㎡（29坪）	700,000円
11	伊佐市菱刈重留1438番5	宅地	745.21㎡（225坪）	5,500,000円
12	伊佐市菱刈川南1179番19	宅地	165.03㎡（49坪）	3,000,000円
	伊佐市菱刈川南1179番20	宅地	548.46㎡（165坪）	

平成23年6月13日に公告した伊佐市公有財産（土地）の公売物件のうち左表の物件については、引続き公有財産の払下げを実施しています。随時受付期間中で、最低制限価格にて購入することができます。購入は先着順となりますので、希望する人はお早めに申込みください。

なお、公売物件の所在地図や現地写真は、伊佐市ホームページをご覧ください。

**随時受付期間** 平成24年3月19日（月）まで

**問い合わせ先** 市財政課管財係（大口庁舎2階）

☎ 231311 ☎ 1145・1146